



令和5年11月21日

午前・~~後~~ / 時~~4~~分受領

令和5年11月21日

南山城村議会議長 久保憲司様

南山城村議会議員 梅本章一

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1, 重点支援地	11月2日に閣議決定された1世帯7万円の追加支	村長
方交付金を早急	援を年内に実施できるのか。	
に	推進事業メニューについては、どのように考えられ	
	ているのか。	
2, 防災道の駅	国土交通省は、地方創生の核となる特に優れた取	村長
の指定はされて	り組みの道の駅に対し予算などの支援を強化する	
いるのか	「重点道の駅」「防災道の駅」などで、村の道の駅	
	は指定されているのか。	
3, 隣地の枝など	木の枝が隣地から越境した時の伐採の問題の解決	村長
越境伐採は	に民法が改正されたが、村としての対応は。	
	また、空き家で、持ち主不明の対応は。	
4, 小中一貫校の	先日研修に伺った佐那河内村では平成30年から小	村長
考えはあるのか	中一貫校となり英語教育に力を入れ、リモートで海	
	外と会話できる英語力を育てられていました。	

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載してください。 (議員必携 154 ページ参照)

2 質問の相手は、村長、行政委員会の長または監査委員とします。

3 あくまでも「質問」に徹し、要望やお願い、お礼の言葉などは慎むこと。